

土砂災害警戒区域等の指定案に対する意見について

土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領第7条第1項、第3項ないし第5項の規定に基づき、以下のとおり公表します。

1 指定しようとする区域名称

- ・ 115000211ほか

令和6年1月19日付け兵庫県公報第482号登載の該当公告（別紙）に記載する区域

2 意見等の要旨及びこれに対する県の考え方

意見等の要旨	これに対する県の考え方
<p>1 土砂災害警戒区域等の指定要件にならないように兵庫県都市計画課及び兵庫県砂防課は土地開発業者に指導すべきであった。</p>	<p>1 開発許可の基準となる宅地造成等規制法第9条では、宅地造成に伴う災害を防止することを目的に、安全上必要な措置を行うことで、一定の安全性を有していることを確認し許可を行うものです。一方、土砂災害防止法は過去に全国で発生した土砂災害の経験から、対策施設や開発許可の有無に関わらず、地形上、土石等が到達すると想定される最大の範囲を指定することとされており、両法の目的・基準が異なることから、開発が許可されたとしても土砂災害警戒区域等が指定されることがあります。</p> <p>また、土砂災害警戒区域の指定要件にならないように県が指導すべき法的義務はありません。</p>
<p>2 山手台東5丁目においても住民が定着する前に予備調査や基礎調査を行う十分な期間があり、現在開発中の山手台東4丁目と同様に土地購入前の調査及び指定を行うことが出来たはずである。「開発途中だったため、2巡目の基礎調査の対象にならなかった。」という県の説明は矛盾している。</p>	<p>2 平成29年に実施した2巡目調査は山手台東5丁目が開発途中であった平成24年時点のレーザー測量成果を基にした図面を用いて実施しており、2巡目調査時点ではこの図面により明確な指定区域を示すことは困難と判断し、基礎調査を見送っておりました。</p> <p>一方、今回の3巡目調査における山手台東4丁目は、原因地斜面付近の造成工事が完了していることを確認しており、令和3年のレーザー測量成果を用いた基礎調査が実施可能と判断し、調査を行うこととしました。</p>

意見等の要旨	これに対する県の考え方
<p>3 住宅を購入する際に宝塚市や住宅販売業者に安全性の確認を行った上で購入の最終判断に至ったが、宝塚市、土地開発業者、住宅販売業者に落ち度はないのか。</p>	<p>3 開発許可等の行政手続きについては、適切になされたものと認識しております。なお、県には宝塚市、土地開発業者、住宅販売業者と住民との当時のやり取りの記録は持ち合わせておりません。</p>
<p>4 基礎調査とは別に詳細な調査は行うのか。</p>	<p>4 今回の基礎調査は、土砂災害防止法に基づき行われる土砂災害の防止対策を講ずるために必要不可欠な地形、地質、降水及び土地利用状況等の事項を収集する調査のことであり、「概略的な調査」を意味するものではないため、別途調査を行うものではありません。</p>
<p>5 基礎調査において、標準貫入試験などによる地質調査を実施した上で、内部摩擦角や粘着力、単位体積重量等を確認する必要がある。</p>	<p>5 土砂災害特別警戒区域（R区域）の範囲を決定する際に用いる地質条件等については、「兵庫県土砂災害防止法基礎調査マニュアル」に基づく地質調査を実施して決定しています。このマニュアルは学識経験者等による検討会にて作成したものであり、地質調査については県内の地質の分布図により机上で地質を把握した上で、現地調査を行い、机上で把握した地質との相違の有無を目視等により確認しています。</p> <p>なお、土砂災害警戒区域（Y区域）の範囲については、政令で定める基準（傾斜度が30度以上、高さが5m以上）に基づいて設定しているため、地質条件によって区域が変わるものではありません。</p>
<p>6 宅地造成を許可する場合において土砂災害の危険性は確認しないのか。また、造成計画の段階において土砂災害警戒区域等を発生させない施策はあるのか。</p>	<p>6 開発許可の基準となる宅地造成等規制法第9条では、宅地造成に伴う災害を防止することを目的に、安全上必要な措置を行うことで、一定の安全性を有していることを確認し許可を行うものです。一方、土砂災害防止法は過去に全国で発生した土砂災害の経験から、対策施設や開発許可の有無に関わらず、地形上、土石等が到達すると想定される最大の範囲を指定することとされており、両法の目的・基準が異なることから、開発が許可されたとしても土砂災害警戒区域等が指定されることがあります。</p>

意見等の要旨	これに対する県の考え方
<p>7 平成 24 年度レーザー測量から平成 29 年基礎調査までに地形が異なっている箇所（造成が行われている箇所）については再調査が必要だったのではないかと。</p> <p>8 土砂災害警戒区域等の指定にあわせて対策を示すべきではないかと。</p> <p>9 基礎調査を行うにあたり、どのような考え方で優先順位を決めているのか。</p> <p>10 基礎調査において液状化層厚み、地震による沈下量等は把握しているのか。</p>	<p>また、土砂災害特別警戒区域（R 区域）を開発区域に含まないよう行政指導を行うことはありますが、土砂災害警戒区域（Y 区域）を発生しないように行政指導することはありません。</p> <p>7 平成 29 年に実施した 2 巡目基礎調査においては、平成 24 年度に実施したレーザー測量データを基に、平成 26 年度に作成した砂防基盤図を調査に用いています。そのため、調査のための基本情報となるレーザー測量の時期と基礎調査の実施時期に時間的ずれが生じています。</p> <p>2 巡目基礎調査は全県的に既指定 Y 区域における R 区域指定を推進する方針のもと進めてきた経緯があり、調査時直近の地形データを再取得することは時間的、予算的な制約から見合わせたものです。</p> <p>8 土砂災害防止法は、ハード対策だけでは土砂災害から住民の生命を守ることが出来ないことから、ソフト対策として「危険なときは避難してもらおう」「危険なところは立地抑制を図る」を 2 本の柱として取り組むことにより、土砂災害から住民の生命・身体を保護することを目的としています。そのため、指定によって対策工事が必ずしも行われるというのではなく、今回の指定は人命を守るための法律に基づく措置であることをご理解ください。</p> <p>9 基礎調査の優先順位については、(前回調査の時期や開発、地形改変の程度)を踏まえて決定しています。</p> <p>10 液状化や地震による沈下は土砂災害防止法における想定される自然現象に当てはまらないため基礎調査の対象外となります。</p>

意見等の要旨	これに対する県の考え方
<p>11 土砂災害警戒区域の発生源となる斜面地を指定要件がなくなるような対策を望む。</p>	<p>11 開発許可により当該自然斜面を含む緑地は、宝塚市が帰属（譲渡）を受けています。</p> <p>宝塚市は、開発許可によって安全上必要な措置を行い一定の安全性を有していることや土砂災害特別警戒区域（R区域）が住家に掛かっていないことから、市の方針として対策工事等は行わないこととしており、今後、当該緑地の所有者として、経過観察や維持管理を行い、災害の恐れがあると判断した場合に必要な措置を講じるとのことです。</p>

3 公表資料の公表期間

令和6年4月8日から令和6年10月9日まで